

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

埼玉管ネット
Communication
Network

2022年10月 発行
136号

発行所・編集 / 特定非営利活動法人 埼玉県マンション管理組合ネットワーク（通称 埼玉管ネット）
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2階 編集責任者 土屋公司
事務所TEL 048-887-9921 FAX 048-887-9924



全国マンション管理組合連合会（略称 全管連）会員 埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見提出しています。
埼玉県マンション居住支援ネットワーク（会員）理事団体

会 員 マ ン シ ョ ン 紹 介



2022年秋号 目 次

表 紙	紙	1
当会の名称変更		2
全管連総会開催		3
福岡県連防災のしおり		4
区分所有法見直しへ		5
新入会員紹介		6
賛助会員紹介		7
我が街紹介		8

グランドモール行田

【施設概要】

住所：熊谷市久下231-1
RC造（鉄筋コンクリート造）
1990年4月竣工
（築32年）
地上5階建て
住戸数：49戸



当会の正式名称変更の経緯について

代表理事（会長） 土屋公司

平成13年4月NPOとして県に認証されて以来、長年会員の皆様に親しまれてきました「埼玉管ネット」の名称を「特定非営利活動法人埼玉県マンション管理組合 ネットワーク」と名称変更致しました。

尚「埼玉管ネット」の名称は、会員他関連団体に親しまれて来た愛称なので、通称として残しました。

今後とも、引き続き宜しくお願い申し上げます。

○名称変更に至った経緯と致しまして、ネット検索の時代となり「埼玉管」と言う熟語はなく、スマホで音声検索を行う方も多く「サイカン」の発声から、「類似した団体表示がされることがあり、間違い電話もあり、困惑しております。

改めて、当会のご説明をいたします。

一、当会は、埼玉県並びに隣接都県の共同住宅に係わ

る団体、市民など幅広い人々に対して

○共同住宅の管理運営

○建物・施設の維持保全

○自治能力の形成・向上、などのために、情報の発信・交換、教育、研修等の支援

を行い、共同住宅と、その周辺地域におけるコミュニティの育成、住環境の保全・向上を実現し、以って地域のまちづくりに寄与することを目的としています。

二、当会は、前記の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行うこととして地域に貢献しています。

(一) まちづくりの推進を図る活動

(二) 環境の保全を図る活動



○非営利活動に係る事業として、

①共同住宅に係わる資料収集、調査研究、情報の発信・交換、セミナーに関する事業

②共同住宅の管理運営のアドバイス、相談、建物・施設の維持保全等の支援に関する事業等を目的としています。

○分譲マンションを取り巻く環境は、当会発足時から大きく変貌しています。

本年4月には「マンション管理適正化法」も改正され、「管理計画認定制度」も発足し、優良マンションと管理不全、機能不全マンションの二極化を計画分類し、行政が市場評価して、認定承認されたマンションは、行政のホームページで公表されます。

この様な環境下、当法人も「区分所有建物」に関わっている団体であると言うことを、明瞭に一般の方にも周知して貰うために、名称変更を行いました。

今後とも地域の絆、ネットワークを大切に、NPO 法人としての公益的・非営

利活動を目的とする市民活動団体としての使命を改めて認識すると共に、役員一同、会員並びに関係団体の皆さまの期待に応え、鋭意努力し、研鑽して参る所存です。

全国マンション管理組合連合会 定例総会開催される

当会の上位団体である「全国マンション管理組合連合会」（以下「連合会」と言う）の定例総会が令和4年度9月19日に東京神田の「千代田区立万世橋会館」で開催されました。

次第は

①畑島会長挨拶

②議長に紺野理事選出

③議事

第一号議案 令和三年度事業報告

第二号議案 収支報告書

第三号議案 監査報告

第四号議案 四年度事業

第五号議案 活動計算書案

第六号議案 定款変更

計画案

第七号議案 役員改選

④議長解任

⑤閉会挨拶

全審議事案については、賛成多数で可決されました。その他、今後の方針が確認されました。

一 活動内容の討議事項、

○「管理適正化法」の全体の重点は中古マンションの流通の円滑化に置かれている。

一方「終の棲家」として、

長期的維持管理にも目を配らざるをえなくなっている。

日本の住宅寿命は、諸外国に比べ、半分となっている。

「長寿命化に向けた適切な維持管理、修繕、老朽マンションの再生を後押しする

と住生活基本計画（全国計画）（2021年閣議決定）

には、採択されている。「管理計画認定制度」につ

いては、既に地元の自治体から認定の実務に携わるよ

う要請が来ている連合会会員団体もある。

新しいマンションでは、有効だが、古いマンション

では、どうなのか、マンションの始まりは、昭和四十年

代からだが、公営住宅の基準がそのまま引きつがれて始まった。認定制度の申請の前に、自己評価することが大切だ。自治体の認定制度に申請しない（出来ない）マンションこそ問題がある。自治体には、指導、勧告だけでなく、再建まで道筋をつける対応を求める。

○ **認定基準も、画一的なものではなく、完全自主管理で修繕積立金を、少なくともながら修繕しているマンションも評価できる**よう細かく実情を見て欲しい。

申請ルートも四つの方法があるが、**業界、団体の利益誘導にならない様運用すべきである。**

○ **マンションの自己評価**について、福岡関連では、出前講座の際、その場で自己評価をして貰ってから、講話を行っている。

管理会社から、総会の正しい開き方などのセミナーも多く、フロントマンの教育にもなっている。との実践報告がされた。

○ **熊本地震の被災マンション**回復工事の技術が不十分だった事から技術を習得するには、どうしたら良いかとの問題意識を持った。災

害は地震ばかりではなく、風水害などにも弱点があらわれている。全管連では、マンション防災情報の共有と提供」として取り組んで行く。

○ **WEB会議システム**を既に一昨年から導入している、今後その方向で検討している。

一その他の意見

(一) これまでの政府の政策は、建て替えが主となっている。長寿命化には熱心ではないように見える。

50年間全く修繕していないマンションでスケルトンになって調査したら、それでも鉄筋コンクリートの内部は健全であった。それは、マンションが100年持つとの根拠になる。

(二) 政府は中古マンションの流通を先に考えている。良好な管理を考えて、その後流通の円滑化がある。

その他、「マンション管理研究会」は公益財団法人マンション管理センターが主催し全管連からは柿沼理事がメンバーとなっている。関係団体が参加して意見が交わされている。

二、**適正化法改正に対する取り組み「管理計画認定制**

度」の取り組みについて、

改正前の第四条で「管理組合は、マンション管理適正化指針の定めるところに留意して、マンションを適正に管理するよう努めなければならない。」と規定していた処、「マンションを適正に管理する自ら努めると共に・・・改正後は第五条」と新たに「自ら」を追加。この「自ら」が重要なポイントで、管理組合は、今迄、主体的に適正管理に取り組んで来たのか、そうでない管理組合もあるのでないか？、管理に無関心、無関与もあつたのではないかと、と言う問いかけになっています。

そのような中、生まれたのが「**管理計画認定制度**」です。

全管連としては、現在、公表されている認定基準は、そのままが良いかと言う問題もあります。マンションの将来像を考える上で、マンション管理の底上げに繋がると思えば、**消費者団体の、全管連としては、管理組合に「管理計画認定制度」の取り組みの必要性を語りかける使命があるのではないでしょうか。**

三マンション防災情報の共有と提供

共有と提供

近年、火災、地震災害、集中豪雨河川氾濫、（内水災害、土砂崩れ災害等、多岐にわたっている。地震については、熊本地震に「地震対応箱」が出来、主に首都圏の管理組合を中心に広がりつつあり、協議会も発足している。積極的に連携し、支援及び参加して行く。

四マンション問題の情報の共有と提供

居住者の高齢化、一人暮らし、認知症対策など、管理組合での課題が明らかに多くなってきた。

空き室、相続放棄など、管理不全マンションにならない為の情報発信もして行きたい。この議案であつた。

これにつき、賛否を踏った処、全会一致にて、可決承認された。

各県連より活発な意見が交換されましたが、当会、埼玉管ネットからの提言は「**管理適正化**」の制度は出来たのは良いが、申請迄に及ばない管理組合もある。今後、法務省では、区分所有法制の見直しも検討している事であるので、老朽化



区分所有建物の、法制度の抜本的な見直しに向けた対策として、管理不全マンションを法的に、どの様に解決して行くか、全管連からも積極的に発信して欲しい。との要望を提案致しました。最後に、熊本管連より、「防災のしおり」を、見本として、各県連に、配られ終了しました。

（全管連組織とは、特定非営利活動法人であり、全国の管理組合が、消費者団体として組織し、情報交換等を行い、管理組合の視点から、国に対して、施策提言などを行っている団体です。）

区分所有法見直しへ

国土交通省の調査によると、2021年末現在、全国の築40年超のマンション数は116万戸。20年後には425万戸まで増えると予測され、所有者の高齢化と合わせた「二つの老い」への対応が急務となっております。

法務省及び国土交通省は、「区分所有法制研究会」（令和3年3月立上げ）において、区分所有法の見直しに向けた論点整理を進め、令和4年度中のできるだけ早期に取りまとめを行い、速やかに法制審議会への諮問などの具体的措置を講ずる施策となりました。

9月12日開催の法制審議会にて区分所有法の見直しについて、諮問が行われました。

① 今後想定される大規模な災害に備え、災害により重大な被害を受けた区分所有建物の再生の円滑化を図る等の観点から、一定の要件を設定して建替え決議割合を引き下げることを検討するに当たっては、平成14年の建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）改正前に規定されていた「費用の過分性要件」が、費用が過分であるか否かの判断が難しいために削除された経緯があるように、抽象的な要件を設定してしまっていると、かえって建替えが円滑に進まないおそれがあることを踏まえること。

② 区分所有建物である分譲マンションは、一般に多くの区分所有者が存在することから、区分所有権は、戸建ての建物所有権とは異なる団体的制約を受け得るものであること。
③ 決議要件が緩和された場合、確かに、これまでよりも多くの非賛成者に対して、売渡し請求を行い、早期に「売渡し請求に必要な売買代金」を支払う必要が生じるため、「その費用を誰が負担できるか、又はスムーズに資金を確保できるか」などの課題は生じうるが、それはファイナンスの問題に過ぎず、これまでの「決議要件を緩和した場合」には、その分だけ買取りの費用負担が重くなるなど、建替えに要する社会的・経済的コストが増大する」という建替え決議要件の緩和

のデメリットに関する主張の妥当性については、「社会的・経済的コスト」の意味するところが必ずしも明らかでないことにより解釈の混乱や誤解をもたらすおそれがあるため、改めて検討すること。その際、建替え決議の時点では反対しているも、決議成立後に、催告手続などを経て、売渡し請求まで進まずに賛成に回る場合があることから、非賛成者の数と売渡し請求対象者の数は必ずしも同一ではない点にも留意すること。
④ 建替え決議がされた場合でも区分所有建物の専有部分の賃借権は存続することとで、建替え工事の円滑かつ早期の実施を阻害しているとの課題を踏まえ、賃借人への適切な補償の在り方を検討するなど、賃借人の利益保護を図ることを前提にしつつも、建替え決議がされた場合に専有部分に係る賃貸借契約を円滑に終了させるための仕組みについて論点整理を行うこと。
⑤ 共用部分の変更に係る決議の要件の緩和について、区分所有建物の長寿命化の促進にも資するという観点を加味して論点整理を行う

こと。
⑥ 事業性を見込めないために建替えを行うことができない区分所有建物も存在すると考えられることから、現行法では全員同意が必要な建物及び敷地の一括売却を、一定の多数決で行うことを可能とする仕組みについて論点整理を行うこと。等が挙げられています。論点整理に当たり、主な検討事項は次の通りです。

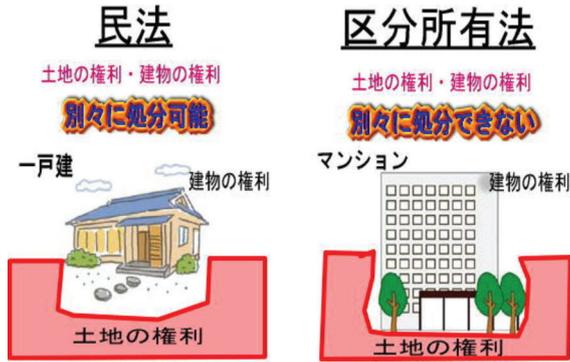
具体的検討事項内容

○区分所有建物の建て替え決議要件の在り方
一、区分所有者、議決権の各4分の3若しくは3分の2に引き下げ
○新たな再生手法等
一多数決による敷地売却制度の創設
二多数決による建物取り壊し制度の創設

三全部滅失した場合の多数決による再建制度の創設
四全部滅失した場合の多数決による敷地売却制度の創設
五多数決による敷地の一部売却 制度
○所在等不明・賛否不明の区分所有者がいる場合における意思決定の在り方
一所在不明の区分所有者を決議の母数から除外、
二公的機関の関与の下で、所在等不明（賛否不明）の区分所有者を決議の母数から除外、
上記の仕組みを取る場合、対象とする区分所有権を決議の母数から除外、この場合、対象とする決議を、区分所有権の処分を伴う物を含む全ての決議とするか、
○区分所有建物の共用部分償請求権等の行使の在り方
請求権等の発生後に区分所有権が譲渡された場合、管理者は元区分所有者に帰属する請求権なども代理して行使出来、元区分所有者のために原告・被告となれるようにする。
○管理のための、新たな財産管理制度

- 一 所在不明者区分所有者がいる場合に、同所有者の有する「専有部分財産管理」
- 二 専有部分の管理が不適当なため、他人の権利などが侵害され、または恐れがある場合管理人に専有部分の管理をさせる「管理不全専有部分管理」の創設
- 集会に於けるウェブ会議システムの活用等
- 一 ウェブ会議システムを活用した集会開催に関する規律を明確化
- 管理組合 管理組合法人が区分所有権を取得することの可否に関する規律を制定
- 被災した区分所有建物の再建等の円滑化
- 一 多数決要件の緩和
- 一 区分所有者・議決権3分の2で実施
- 二 被災区分所有者の定数だけでなく議決権についても規約で過半数までに減らせるようにする。
- 共用部分の変更に係る円滑化等
- 一 多数決要件の緩和、区分所有者、議決権の3分の2以上に引き下げ
- 二 区分所有者の定数だけでなく、

- 議決権の過半数まで、減らせるにする。
 - 団地内建物の建替え等の円滑化
 - 一 一括建替え決議の多数決割合の引き下げ
 - 二 団地内建物の一部建替えにおける建替え承認決議の多数決割合の引き下げ
 - 三 多数決による団地の敷地の分割
 - 四 団地内建物の一括敷地売却制度の創設
- 等研究会で提示された主な検討事項です



埼管ネットの皆様、この度、ご縁あって入会させて頂きました雪入と申します。さて、令和3年度マンション管理センターへの相談のうち、一番多い相談は、例年同様「区分所有法と管理規約の解釈」で、相談者の約8割は管理組合に属していました。関心はあっても簡単には理解できないことが分かります。

そこで、区分所有法と標準管理規約を条文ごとに解説し、両者をリンクさせて活用できるコンテンツを、インターネットにて公開しています。コンテンツは「雪入マンション管理士事務所」のホームページにて、「区分所有法Blog」「標準管理規約Blog」として掲載しています（ホームページはQRコードからも検索できます）。区分所有法は1章と2章、



雪入憲生さん

新入会個人会員紹介



標準管理規約は単棟・複合用途・団地に分けています。たとえ勉強していなくても、読めば理解できるよう制作しましたので、興味のある方は是非ご覧ください。尚、コンテンツは無料なので安心してご利用ください。

マンション管理士等の経験と知識を生かし、皆様のお役に立てるよう精一杯頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

管理計画認定制度 無料講習

本紙第134号で、「マンション管理適正化法改正」による「管理計画認定制度」の概要を説明致しましたが、「マンション管理適正化推進計画」とは、地方公共団体が、国が定めた基本方針に基づき、マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合に、マンション管理組合が地方公共団体から適切な管理計画を持つマンションとしての認定を受けることができる制度です。

将来的にも区分所有建物の管理不全、機能不全を予防し、資産価値の維持向上を図るための施策です。

本制度を適用し、認定申請手順、認定審査の申し込み、「適

合証の交付」までの事務手続きの流れをご説明致します。

認定には、マンションが所在する地方公共団体がマンション管理適正化推進計画を作成していることが必要となります。

マンションが所在する自治体に問い合わせ、具体的な自治体による独自の上乗せ基準も設けられるか等、調査し、報告説明も致します。

参加希望の方は、予め予約をお願い致します。

日時：2022年11月12日（土）
午後3時より午後5時
場所：特定非営利活動法人 埼玉県マンション管理組合 ネットワーク事務所内
定員 15名





QRコードから埼玉管ネットWebサイトの賛助会員さんページへリンクします

**マンション管理の
ベテランがいる管理会社**
— 創業まもなく60周年 —

ビルセンター
マンション管理業者登録 国土交通大臣(4)第031134号
宅地建物取引業 東京都知事(1)第4088号
建物管理本部

【東京本社】東京都豊島区南池袋2-26-5
アイ・アンド・イー池袋ビル4F
TEL:03-5952-1141 FAX:03-5952-0891

【横浜支店】横浜市中区新横浜一丁目4番7号
ミスミコーテ事務棟4階402号室
TEL:045-577-6600 FAX:045-577-6008

フロント管理
専任主任者

トラブル
サポート

フロント
センター

設備点検
社員

ビルセンターの管理業務は、設備専任主任者、
管理組合員に、専任のフロントセンターが迅速に対応いたします。

<http://www.builcenter.com/>

納得、安心のできる管理

- ☆ 総合管理の受託から自主管理の応援まで
- ☆ 管理組合のニーズに合った管理システム
- ☆ 木目の細かい対応が出来ます

日本高層管財株式会社

本社東京都渋谷区代々木1-19-12新代々木ビル4階 〒151-0053
TEL 03-5388-4471(代) FAX 03-5388-6463

高騰化する共有部火災保険料の対策でお困りではございませんか？

- ◆ 年々値上げの続く火災保険料が、管理費会計を圧迫している。。。。
- ◆ 更改の見積を取ると、これまでの保険料の3~4倍になり驚愕してしまっ。。。

共有部火災保険は、グッド保険サービスまでお気軽にご相談下さい！

複数の損保商品を扱う当社ならではの組み合わせプランで、管理組合様のお悩みを解決致します！

取引損保：損保ジャパン、東海日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、日新火災
お問合せ先 株式会社グッド保険サービス 担当：伊藤、関根、本間、高橋
Tel 03-5413-4911 e-mail: kanri-kumiai@goodhoken.co.jp

低汚染形複合外装仕上工法

アレスセラホールディングス
(特許 第2610085号)

資料のご請求、お問い合わせは
関西ペイント販売株式会社 本社〒144-0045 東京都大田区南六郷3丁目12番1号
建設塗料本部 TEL:(03)5711-8901 FAX:(03)5711-8931

低汚染形セラミック変性フッ素樹脂塗料
アレスセラフツシ
低汚染形セラミック変性ウレタン樹脂塗料
アレスセラレタン

関西ペイントホームページ <http://www.kansai.co.jp/>

協和産業株式会社

マンションの資産価値を高めるため…

エントランス・玄関扉・窓・のバリューアップ
対震、防犯化へのリニューアルは、
30年実績の専門業者におまかせください

本社 〒336-0032 さいたま市南区四谷2-5-11
<http://www.kyowazangyo.co.jp/>
TEL 0120-344-356

「生活環境を足もとから支える。」

タキロンシーアイの床材は、居住空間の演出にとどまらない
安全性と耐久性、快適性を追求しています。

タキロンマテックス株式会社
<https://www.t-matex.co.jp>

東京支店 〒108-6015 東京都港区港南2-15-1(品川インターシティA棟) TEL (03)5781-8150 FAX (03)5781-8130

あなたのマンションは大丈夫？

築20年を過ぎた建物は老朽化により放置すると漏水など大変な損害を被ることがあります。

ダイショウテックの設備リニューアルにより建物も暮らしも生き生きと！

マンション給排水設備リニューアル専門会社
株式会社 大勝テック
〒123-0841 足立区西新井 2-1-18 ☎03-3856-2870
<http://daisho-tec.com>

築33年経過した給水管の内部

マンションの未来を
みなさまと創造する企業

私たちは、確かな管理サービスで、
マンションの「住まう価値」「次の世代につなぐ価値」を守ります

〈マンション管理のお問い合わせ〉
大和ライフネクスト株式会社 北関東支社
埼玉県さいたま市大宮区宮町 2-81 いちご大宮ビル 5F 〒330-0802
TEL:048-648-1871 WEB:QRコードはQRコードお問い合わせセンター
マンション管理業者登録番号：国土交通大臣 (5) 第080755号

SUUMO AWARD 2022
日本最大規模マンション管理会社の部
スタッフサービス部門(100戸以上) 最優秀賞
スタッフサービス部門(100戸未満) 優秀賞
コミュニティ推進部門(100戸以上) 最優秀賞
コミュニティ推進部門(100戸未満) 優秀賞
設備点検部門(100戸以上) 最優秀賞
設備点検部門(100戸未満) 優秀賞

**マンション・建物
大規模改修**

■東日本リニューアル事業部
東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店
(お問合せ) ☎(03)3474-1941

■西日本リニューアル事業部
関西支店・福岡営業所
(お問合せ) ☎(06)6382-8410

ヤマギシリフォーム工業株式会社
YAMAGISHI <http://www.ymgs.co.jp>

LIXILの1dayリフォームは、
お手頃な暮らしアップ提案です。

“居ながら施工”であっという間に快適な暮らしへ！
LIXILリニューアルのサッシ・玄関ドア『カバー改修』

管理組合様からのお問い合わせ窓口をご用意
マンション管理組合様、マンション管理会社様、マンション修繕業者様
からの技術的なご質問、価格等のお問い合わせにさせていただきます。

テクニカルサポート
e-DESK ☎03-6748-3987
受付時間 月～金 9:00～17:00
(土日・年末年始・夏季休暇等を除く) Web LIXIL e-DESK
ご検索ください。

FBS

株式会社エフビーエス
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町3-1-11

マンション管理は
お任せください。

「しあわせ」
あなびきハウジングサービス
東京本社 開発事業本部 /
〒105-0012 東京都港区芝大門2-2-1 ACN芝大門ビルディング5F

管理会社変更のご相談は
あなびきコールセンター(24時間365日)
0800-500-5505

表紙マンションの街
我が街紹介
「熊谷」

表紙マンション「グラ
ンドモール行田」は「熊谷
市」に所在している。最寄
り駅は上野東京ライン高崎
線、湘南新宿ライン「行田
駅」に近い。ため、当地の名
称を使用したという事では
う。

今回は、区分所有建物とし
て「熊谷市」に建築されて
いるので、熊谷市を紹介し
たい。

熊谷市は埼玉県の北部地
域で最大の人口は約19万人
を誇り、北部の経済の一大
拠点であり、特例市・景観
行政団体・特定行政庁に指
定されている。江戸時代には
中山道の宿場町・熊谷宿
が置かれ、宿場町として栄
えた。現在でも市内には国
道17号をはじめとする4本
の国道が通り、鉄道路線は、
上越新幹線をはじめとする
JR上越新幹線・JR高崎線・
秩父鉄道秩父本線の3本路
線が通過しており、交通の
要衝としての役割を果たし
ている。また人口は県内第
9位であるが、農業産出額
県内第2位、商品販売額県

内第3位、製造品出荷額県
内第4位であり、埼玉県の
北部における経済上の一大
拠点をなしている。(ウイ
キペディアより)
○マンション化率は45.53
%で、世帯数は85840世
帯となり、5、3%である。



かき氷「雪くま」

「日本一暑いまち」として全
国的に知られる熊谷だが、暑さ
を売りに地域活性化に取り組み
ました。熊谷で暑さを元気に乗
り切れるように、かき氷「雪く
ま」をブランド化し、有名な熊
谷の美味しい水から作った「貫
目水」で作
る雪のよう
なふわふわ
の食感をか
き氷ブラン
ド化をした。



絶滅危惧クマガイソウ

熊谷の郷土の偉人である熊谷
次郎直実公が、矢から身を守る
ために馬上で背負った母衣(ほ
ろ)に形が似ていることから、
クマガイソウと名付けられました
。ラン科の多年草で、株の高
さは30から40センチメートル。
4月中旬から5月初旬にかけて
薄いピンク色の可憐な花を咲か
せます。袋状の花弁が特徴で、
全国的に原生のものが少なく
なり、絶滅危惧2類に指定され
ている貴重な花です。
熊谷市内においても、夏場の高
温環境等も影響し、自生が困難
な状況となっています。



熊谷名物「五嘉宝」

発祥については色々な説があ
りますが、約280年以上前の
中山道の宿場町であった熊谷で
は、五嘉棒の材料となる良質な
米、大豆、大麦が多く収穫され
ていました。

熊谷のそういった豊かな土地が、
五嘉棒を生み出したと言えます。
五嘉棒はその後「五嘉宝」「五
箇宝」と名前を変えますが
「五穀は家の宝である」という
祈りを込めて、
現在の「五家宝」と呼ばれるよ
うになりました。五穀豊穣に因
み、「五穀は家の宝である」事
から「五家宝」と名付けられま
した。
2022年3月3日、文化庁の
地域に根付く食文化を「100
年フード」と名付けてPRする
新制度で、熊谷銘菓の「五家宝」
が伝統の100年フード部門で
認定されました。



【埼玉管ネットでは、随時会員を募集しています】

当会は、「地域社会貢献活動団体」に努め、埼玉県を初め、近隣
県に於いても幅広く活動しています。組合運営、日頃の生活面に
悩みごと、心配事等の相談にも対応しています。
情報交換会等、他の組合はどのような活動状況なのか、様々な意見
交換を行って頂いています。お気軽にお問い合わせください！

問い合わせ先：TEL 048-887-9921、或いは URLのお問い合わせフォーム
より、ご連絡をお願い致します。 URL : <https://www.saikan-net.com>
メルマガ登録ページ / URL : <https://www.mag2.com/m/0001682307>

【マンションLife情報マガジン】

分譲マンションにお住まいの方、
これから分譲マンションに住みた
いという方に暮らしの情報を発信
するメールマガジンです。メール
マガジンを通じて、安心、快適な
住まいのための問題解決のヒント
になるお話ができればと考えてい
ます。